

○国立大学法人埼玉大学学位規則

			〔平成16年4月1日〕 規則第3号		
改正	平成18. 4. 1	18規則14	平成18. 7. 27	18規則129	
	平成19. 4. 1	19規則15	平成20. 4. 1	20規則17	
	平成20. 6. 12	20規則50	平成25. 3. 28	24規則68	
	平成27. 3. 20	26規則77	平成27. 4. 23	27規則2	
	平成28. 1. 28	27規則45	令和3. 2. 18	2規則32	
	令和4. 7. 28	4規則8	令和4. 12. 15	4規則37	
	令和5. 11. 16	5規則34			

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、国立大学法人埼玉大学学則（以下「学則」という。）第48条第2項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条第4項の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学位には、別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学の大学院研究科（以下「研究科」という。）の博士前期課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、研究科の博士後期課程を経ない者であっても、研究科の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

5 教職修士（専門職）の学位は、教育学研究科の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(在学者の学位論文等の提出)

第4条 学位論文及び博士前期課程における特定の課題についての研究の成果（以下「特定の成果」という。）は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

(学位の申請)

第5条 第3条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の成果を添えて、当該研究科長に提出しなければならない。

2 第3条第3項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添えて、当該研究科長を経て学長に申請しなければならない。

3 第3条第4項の規定に基づき、博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書並びに所定の学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）を添えて、当該研究科長を経て学長に申請しなければならない。

4 研究科の博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請するときは、前項の規定を準用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、審査手数料の納付を免除する。

5 提出された学位論文、特定の成果及び既納の審査手数料は、返還しない。
（学位論文）

第6条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。
（特定の成果）

第6条の2 特定の成果の提出方法は、各研究科において定める。

2 研究科長は、審査のため必要があるときは、特定の成果提出者に、資料等の提出を求めることができる。
（審査の付託）

第7条 研究科長は、第5条第1項の規定により修士の学位論文又は特定の成果を受理したときは、当該研究科教授会（教育学研究科にあっては研究科委員会をいう。以下同じ。）にその審査を付さなければならない。

2 学長は、第5条第2項、第3項及び第4項の規定により博士の学位論文を受理したときは、当該研究科長を経て研究科教授会にその審査を付さなければならない。
（学位論文等の審査）

第8条 前条第1項の規定により審査を行う研究科教授会は、専攻分野の教員及び学位論文又は特定の成果に関係のある教員の中から3人以上の審査委員を選出して、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、論文又は特定の成果の審査を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定により審査を行う研究科教授会は、専攻分野の教員及び学

位論文に関係のある教員の中から4人以上の審査委員を選出して、審査委員会を設け、論文の審査を行わせるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他大学の大学院又は研究所等の教員及び研究員を審査委員として加えることができる。

(最終試験)

第9条 最終試験は、第5条第1項及び第2項の規定により申請のあった者に対し、学位論文又は特定の成果の審査を終えた後、学位論文又は特定の成果を中心として関連のある科目又は専門分野等について筆記又は口述により行うものとする。

(試験)

第10条 試験は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連のある専門分野について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認)

第11条 学力の確認は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査及び試験を終えた後、学位論文に関連のある専門分野及び外国語について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認の特例)

第12条 前条の規定にかかわらず、第5条第4項に規定する者のうち、退学したときから3年以内の者については、第3条第4項に規定する者と同等以上の学力を有するとみなし、学力の確認を免除する。

(審査期間)

第13条 修士論文又は特定の成果は、申請者の在学期間中に審査を終了するものとする。

- 2 博士論文は、申請を受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

(研究科教授会への報告)

第14条 審査委員会は、学位論文又は特定の成果の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認の結果を当該研究科教授会に報告するものとする。

(合否の判定)

第15条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文又は特定の成果及び最終試験又は試験の合否の判定を行う。

- 2 前項の判定は、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第16条 研究科長は、研究科教授会において学位を授与するものと判定したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した文書を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

- (1) 授与する学位及び専攻分野の名称の種類
- (2) 授与する年月日
- (3) 博士の場合は、第3条第3項又は第4項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は、学位論文の審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は、学位論文の審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第3条第4項の規定による博士の場合は、学力の確認の結果の要旨及び学力の確認を担当した機関に関する事項

2 学位を授与できないと判定した者については、その旨を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告に基づき学位を授与すると決定した者には、学位記を交付し、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位規則第12条に定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第18条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の内容の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者にやむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「埼玉大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第21条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会において前項の決定をする場合は、第15条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第22条 学位記の様式は、別記様式第1から別記様式第5までのとおりとする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、各学部及び各研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則14)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 7. 27 18規則129)

この規則は、平成18年7月27日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則15)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規定施行の際、前日から引き続き在学する者については、改正前の第22条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成20. 4. 1 20規則17)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 6. 12 20規則50)

この規則は、平成20年6月12日から施行する。

附 則 (平成25. 3. 28 24規則68)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に、博士の学位を授与した場合及び学位を授与された者については、改正後の第18条及び第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27. 3. 20 26規則77)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 4.23 27規則2）

この規則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28. 1.28 27規則45）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 2.18 2規則32）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4. 7.28 4規則8）

この規則は、令和4年7月28日から施行する。

附 則（令和4.12.15 4規則37）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.11.16 5規則34）

この規則は、令和5年11月16日から施行する。

別表（第2条関係）

学 位	専攻分野の名称	学部又は研究科
学 士	教 養 学	教 養 学 部
	経 済 学	経 済 学 部
	教 育 学	教 育 学 部
	理 学	理 学 部
	工 学	工 学 部
修 士	学 術 経 済 学 経 営 学	人文社会科学研究科
	理 学 工 学	理工学研究科
博 士	学 術 経 済 学 経 営 学	人文社会科学研究科
	学 術 理 学 工 学	理工学研究科
教職修士（専門職）		教育学研究科

別記様式第1 (学部を卒業した場合)

Saitama University

This is to certify that

(氏 名)

Date of Birth : (生年月日)

having satisfied all of the requirements of
the Bachelor's Course of the Faculty of

was awarded the degree of

Bachelor of

on

Degree Number:

(学長の署名)

(学 長 名)
President
Saitama University
Saitama, Japan

学〇〇第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学〇〇学部 (〇〇学科) 所定の課程を修め本学を卒業したので
学士 (〇〇) の学位を授与する

年 月 日

埼玉大学長

別記様式第2 (大学院の博士前期課程を修了した場合)

Saitama University

This is to certify that

(氏 名)

Date of Birth : (生年月日)

having satisfied all of the requirements of
the Master's Course of the Graduate School of **研究科・専攻**

was awarded the degree of

Master of **専攻分野の名称**

on **発行日**

Degree Number: **授与番号**

学長印

(学長の署名)

(学 長 名)
President
Saitama University
Saitama, Japan

修〇〇第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程を修了したので
修士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

埼玉大学長

学長印

別記様式第3 (大学院の博士後期課程を修了した場合)

Saitama University

This is to certify that

(氏 名)

Date of Birth : (生年月日)

having satisfied all of the requirements of
the Doctoral Course of the Graduate School of **研究科・専攻**

was awarded the degree of

Doctor of **専攻分野の名称**

on **発行日**

Degree Number: **授与番号**

学長印

(学長の署名)

(学 長 名)
President
Saitama University
Saitama, Japan

博〇〇甲第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を修了したので
博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

埼玉大学長

学長印

別記様式第4 (論文提出による場合)

Saitama University

This is to certify that

(氏 名)

Date of Birth : (生年月日)

having fulfilled all of the requirements of the University

was awarded the degree of

Doctor of **専攻分野の名称**

on **発行日**

Degree Number: **授与番号**

学長印

(学長の署名)

(学 長 名)
President
Saitama University
Saitama, Japan

博〇〇乙第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので
博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

埼玉大学長

学長印

別記様式第5 (大学院の専門職学位課程 (教職大学院の課程) を修了した場合)

Saitama University

This is to certify that

(氏 名)

Date of Birth : (生年月日)

having satisfied all of the requirements of
the Professional Degree Course of the Graduate School of
Education, the Department of Teaching Professionals
was awarded the degree of

Master of Education (Professional)

on

Degree Number:

(学長の署名)

(学 長 名)
President
Saitama University
Saitama, Japan

教職修第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を修了した
ので教職修士 (専門職) の学位を授与する

年 月 日

埼玉大学長